No.272 2021/10/15

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

飲食店の賄飯(まかないめし)の税務上の取扱いについて

Q 私は飲食店を経営していますが、従業員に賄飯（まかないめし）を支給しています。経営者である私もその賄飯を食べていますが、税務上の取扱いはどうなるのでしょうか？

解説

基本的に、個人事業か法人経営か、従業員等から賄代金を徴収しているかどうか、またいくら徴収しているのかで取り扱いは異なります。

1． 個人事業で事業主本人が賄飯を食べている場合

売上に計上するか、仕入から控除するかしないといけません。
例えば、食材の原価が 400 円として、1 日 1 食毎月 20 日ほど食べるとすると、月間で 400 円×20 日＝8,000 円を売上に計上するか、仕入から控除します。

2． 個人事業で従業員がもしくは法人で役員が食べている場合

1）従業員等から賄代金を徴収していない場合
食材費が従業員や役員に対する給与として扱われます。この場合下記の仕訳となり、従業員や役員に対して所得税がかかります。1 の例で言えば、
給与（役員報酬）8,000 円/売上 8,000 円 となります。

2）従業員等から賄代金を徴収している場合
基本的には給与課税となりますが、下記の 2 つの条件を充たせば給与課税されません。
①役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。
②食事の価額から従業員等の負担金額を控除した金額が 3,500 円以下であること。
例えば、食事の価額が 8,000 円で従業員等の負担金額が 4,000 円である場合、上記②の条件を充たさないため、差額の 4,000 円が給与となります。

現金	4,000 円	売上	8,000 円
給与（役員報酬）	4,000 円		

食事の価額が 6,000 円で従業員等の負担金額が 3,000 円である場合は、差額の 3,000 円は給与課税にはならず、福利厚生費として扱います。

現金	3,000 円	売上	6,000 円
福利厚生費	3,000 円		

要するに…

基本的に賄飯を提供している場合、給与課税の対象となりますが、一定の条件を充たせば福利厚生費となります。飲食店の税務調査では、賄飯の提供は必ず調査項目となり、影響が法人税、所得税、消費税と多岐にわたりますので注意しましょう。